

地震災害見舞金規程

〔制 定〕 昭和55年7月17日

〔最終改正〕 平成28年1月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、共済委託団体が、地震災害により被害を受けた場合に地震災害見舞金（以下「見舞金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(地震災害の意義)

第2条 この規程において地震災害とは、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする施設等の火災、損壊、埋没又は流失をいう。

(見舞金の交付)

第3条 見舞金は、地震災害により、建物総合損害共済に委託してある建物、工作物及び動産並びに自動車損害共済の車両共済に委託してある自動車（以下「共済の目的」という。）に損害が生じた場合に交付する。ただし、損害が生じた時における共済の目的を復旧するために要する費用（以下「復旧費」という。）又は修繕するために要する費用（以下「修繕費」という。）が、建物にあっては1棟、工作物にあっては1基、動産にあっては1個若しくは1集合、自動車にあっては1台について、それぞれ10万円未満の場合には、この限りでない。

(見舞金の額)

第4条 共済の目的が建物の場合の見舞金は、共済の目的の共済責任額（共済責任額が再調達価額を超えるときは、再調達価額）の100分の15に相当する額に再調達価額に対する復旧費（復旧費が再調達価額を超えるときは、再調達価額）の割合を乗じて得た額とする。ただし、委託割合条件付実損てん補特約に係る場合の見舞金は、共済の目的の共済責任額（共済責任額が約定再調達価額を超えるときは、約定再調達価額）の100分の15に相当する額に約定再調達価額に対する復旧費（復旧費が約定再調達価額を超えるときは、約定再調達価額）の割合を乗じて得た額とする。

- 2 共済の目的が工作物又は動産の場合の見舞金は、共済の目的の共済責任額（共済責任額が共済目的見積価額を超えるときは、共済目的見積価額）の100分の15に相当する額に共済目的見積価額に対する経年減価後の復旧費（経年減価後の復旧費が共済目的見積価額を超えるときは、共済目的見積価額）の割合を乗じて得た額とする。ただし、委託割合条件付実損てん補特約に係る動産の場合の見舞金は、共済の目的の共済責任額（共済責任額が約定共済目的見積価額を超えるときは、約定共済目的見積価額）の100分15に相当する額に約定共済目的見積価額に対する経年減価後の復旧費（経年減価後の復旧費が約定共済目的見積価額を超えるときは、約定共済目的見積価額）の割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項に定める経年減価後の復旧費とは、共済の目的が工作物の場合には、復旧費から復旧費に建物総合損害共済業務規程別表7に定める経年減価率（1年）を乗じて算出した額を控除した残額とし、共済の目的が動産の場合には、復旧費から復旧費に耐用年数15年、最終残価率20%、経年減価率5.3%（年）の定額法による経年減価率を乗じて算出した額を控除した残額とする。
- 4 共済の目的が自動車の場合の見舞金は、共済の目的の車両共済責任額（車両共済責任額が車両見積価額を超えるときは、車両見積価額）の100分の15に相当する額に車両見積価額に対する修繕費（修繕費が車両見積価額を超えるときは、車両見積価額）の割合を乗じて得た額とする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、本会が物理的又は技術的に復旧又は修繕が不可能と認めたときは、次の各号に定められた額に100分の15を乗じて得た額とする。
 - (1) 共済の目的が建物の場合には、共済責任額と再調達価額又は約定再調達価額のいずれか低い額
 - (2) 共済の目的が工作物の場合には、共済責任額と共済目的見積価額のいずれか低い額
 - (3) 共済の目的が動産の場合には、共済責任額と共済目的見積価額又は約定共済目的見積価額のいずれか低い額
 - (4) 共済の目的が自動車の場合には、車両共済責任額と車両見積額のいずれか低い額

い額

6 前各項の規定により算定した額の合計が共済委託団体ごとに10万円未満の場合には、この見舞金を交付しない。

(見舞金の交付限度額)

第5条 本会の同一事業年度内に生じた地震災害による被害について交付すべき見舞金の総額は、前事業年度末現在における一般正味財産の額の100分の5に相当する額(以下「交付限度額」という。)を限度とする。

2 前条の規定により算定した共済委託団体ごとの見舞金(以下「算定額」という。)の合計額が前項の交付限度額を超える場合の見舞金は、算定額に算定額の合計額に対する交付限度額の割合を乗じて得た額とする。

(端数の切捨て)

第6条 見舞金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切捨てる。

(交付の時期)

第7条 見舞金は、地震災害を受けた日の属する本会の事業年度の翌事業年度に、共済委託団体ごとに交付する。

(災害発生状況等の報告)

第8条 地震災害により共済の目的に被害が発生した場合において見舞金の交付を受けようとするときは、速やかに共済の目的の名称、災害発生の日時、災害発生の状況及び損害の程度を本会に報告しなければならない。

(交付手続)

第9条 この規程により、見舞金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を本会に提出しなければならない。

- (1) 地震災害見舞金交付申請書
- (2) 工作物の構築日、構築価額及び動産の取得日、取得価額を確認できる書類
- (3) 復旧費又は修繕費に係る明細書。ただし、第4条第5項により本会が復旧又は修繕が不可能と認めた場合は除く。
- (4) 被災状況の写真
- (5) その他常務理事が必要と認める書類

(甚大な地震災害の特例)

第10条 第4条及び前3条の規定にかかわらず、著しく異常かつ激甚な地震災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき緊急災害対策本部が設置された場合における見舞金交付手続きについては、別途、理事会が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(施行の細則)

第12条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成55年7月17日から施行し、平成55年6月13日以後に生じた地震災害による被害から適用する。

(途中省略)

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行し、同日以後に生じる地震災害による被害から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に生じる地震災害による被害から適用する。